高圧ガス製造施設等変更許可申請（冷凍）

根拠法令	法第１４条第１項　　冷凍則第１６条
適用	１　許可を受けた製造施設の変更の工事をする場合 ２　製造する高圧ガスの種類を変更する場合 ３　製造方法を変更する場合

手順

申請 → 収受・確認　手数料　文書番号 → 審査 → 起案・決裁 → 許可証・交付　台帳記入

必要書類

１　高圧ガス製造施設等変更届書（冷凍則様式第４）

２　変更明細書（記載すべき事項）

〈留意事項〉　(1)～(6)について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。

(1)　製造の目的

(2)　製造設備の種類

(3)　一日の冷凍能力

(4)　圧縮機の性能

(5)　法第８条第１号及び第２号の技術上の基準に関する事項

(6)　移設等に係る冷凍設備にあっては、当該設備の使用の経歴及び保管状態の記録

（添付すべき書面又は図面）

①　事業所全体平面図

②　製造工程の概要を説明した書面及び図面

③　フローシート又は配管図

④　高圧ガス製造施設配置図

⑤　機器等一覧表

⑥　冷凍能力の計算書

⑦　高圧ガス設備の強度計算書（指定設備を除く）

⑧　耐震設計構造物に係る計算書

⑨　高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

※上記のうち届出時に添付した書類の変更のあった部分について記載したもので足りる。

必要に応じ添付を求めることができるもの

1　委任状（代表者以外の者が申請手続きをするとき）

2　上記に掲げるものの他、製造施設に応じて、法第８条第１号及び第２号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

※　変更後と変更前を明確に対比できる書類、上記①から⑨のうち、変更部分に係る内容を確認できる書類の添付で足りるものとする。

審　査

1　製造のための施設の位置、構造及び設備が規則（冷凍則第６条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

2　製造の方法が規則（冷凍則第６条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

※　変更のあった部分について審査。

許可証交付

申請者に許可証を交付する。

台帳記入

許可後台帳に記載する。